

葉山町障害者福祉計画改訂について

1. 各計画の概要

計画名	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令 ※	障害者基本法第 9 条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	児童福祉法第 33 条の 20
目 的	市町村障害者計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにする。	市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように、必要量を見込み、その確保のための方策等を明らかにする。	市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られるように、必要量を見込み、その確保のための方策等を明らかにする。
内 容	保健、医療、教育、雇用、教育、居住、人権啓発等のテーマごとに障害者に関する基本的な方針に関することなど。 (中長期的な計画)	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することなど。 (短期的な計画)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関することなど。 (短期的な計画)
計画期間	定めなし	3年毎	3年毎
現行計画	平成 27 年度～令和 2 年度までの 6 年間	平成 30 年度～令和 2 年度までの 3 年間 (第 5 期)	平成 30 年度～令和 2 年度までの 3 年間 (第 1 期)

※根拠法令

【障害者基本法 第 9 条】 抜粋

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 88 条】 抜粋
第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3～11 省略

【児童福祉法 第 33 条の 20】 抜粋

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3～12 省略

2. 計画に関連する国の動向

令和 3 年度を初年度とする第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画については、作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年 10 月から社会保障審議会部会で議論を重ね、令和 2 年 1 月 17 日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところです。

令和 2 年 4 月中に基本指針を告示するので、それを踏まえて、障害者等のサービス利用の実態やニーズ把握を分析した上で、数値目標等を設定するようにお願いしたい。（令和 2 年 3 月 9 日 障害保健福祉関係主管課長会議 資料より要旨）

現状としては、基本指針の告示が遅れています。5 月下旬に出るとのことです。

3. 葉山町障害者福祉計画

葉山町では、平成21年度より「障害者計画」「障害福祉計画」の両計画を「葉山町障害者福祉計画」として一体的に策定しています。

【計画期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画（令和3年度～令和8年度） 6年間					
障害福祉計画（第6期）3年間					
障害児福祉計画（第2期）3年間					

今回は、障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の3つの計画の改訂となります。